



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料 2

令和 8 年 7 月 21 日

令和 8 年度都道府県等
栄養施策担当者会議

戦略的な栄養施策の推進 ～誰一人取り残さない栄養施策の効果的な展開に向けて～

厚生労働省

健康・生活衛生局健康課

栄養指導室

室長補佐 田中 早苗

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

健康日本21(第三次)

健康日本21(第三次)

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

一 多様な主体による連携及び協力

誰一人取り残さない健康づくりを効果的に展開するためには、行政だけでなく、地域の関係者や民間部門の協力が必要である。保健、医療、福祉の関係機関及び関係団体並びに大学等の研究機関、企業、教育機関、N P O、N G O、住民組織等の関係者が連携し、効果的な取組を行うことが望ましい。**地方公共団体は、これらの関係者間の意思疎通を図りつつ、協力を促していくことが望ましい。**

二 関係する行政分野との連携

健康増進の取組を推進するには、国と地方公共団体のいずれにおいても、様々な分野との連携が必要である。医療、食育、産業保健、母子保健、生活保護、生活困窮者自立支援、精神保健、介護保険、医療保険等の取組に加え、教育、スポーツ、農林水産、経済・産業、まちづくり、建築・住宅等の分野における取組と積極的に連携することが必要である。

三、四 略

五 人材の育成

健康増進の取組には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等の様々な専門職等が携わっており、国及び地方公共団体は、これらの人材の確保及び資質の向上に努めるものとする。また、これらの人材が自己研鑽に励むことができるような環境整備を行う。加えて、これらの人材の連携(多職種連携)が進むよう支援を行う。

(1) 多様な主体による連携及び協力

～事業所特定給食施設における関係者間の連携による栄養管理の推進について～

令和6～7年度 厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)

事業所特定給食施設における関係者間の連携による栄養管理の推進に向けた研究

研究代表者：静岡県立大学食品栄養科学部 市川 陽子先生

研究分担者：大阪公立大学生生活科学部 高橋 孝子先生、神戸学院大学栄養学部 田丸 淳子先生、女子栄養大学栄養学部 山中 沙紀先生

公募要領(抄)

【目標】

- 健康日本21(第三次)においては、社会環境の質の向上に向けて「利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加」が目標とされ、「管理栄養士・栄養士を配置している施設(病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く。)の割合」がその指標とされた。
- 主要な該当施設である事業所特定給食施設において、管理栄養士・栄養士を始めとする関係者が連携した栄養管理の取組について把握し、事業所特定給食施設における効果的な栄養管理を推進するための資料を作成する。

【求められる成果】

- 事業所特定給食施設を対象に、管理栄養士・栄養士と関係者が連携した栄養管理に関する実態把握を行う。その上で、施設長、保険者、受託事業者等が連携し、給食を含めた食環境の改善等により、利用者のやせ及び肥満の割合の減少などに取り組んでいる事例の収集及び文献レビューを行う。
- 文献レビューの結果から好事例を抽出した上で関係者のヒアリングを実施し、事業所特定給食施設における効果的な栄養管理の推進に資する資料を作成する。

【研究費の規模】 年間6,000千円程度(間接経費を含む)

研究実施予定期間 令和6年度～令和7年度

【採択条件】

- 特定給食施設での栄養管理に関する大規模調査等の研究実績を有する者を研究代表者及び研究分担者とする体制が構築されていること(研究代表者は管理栄養士とすること)。
- 「健康経営」の考え方を踏まえ、企業経営の観点から事業所従業員の栄養改善を推進する意見が得られる体制が整備されていること。
- 研究協力者として、都道府県の本庁及び保健所の勤務実績を有する2名以上の都道府県管理栄養士を含むこと。また研究協力者として、保険者、給食受託事業者等の事業所特定給食施設の関係者を加えることが望ましい。

（２）関係する行政分野との連携 ～被保護者健康管理支援事業の手引き改正について～

- 令和８年３月３１日、社会・援護局保護課は被保護者健康管理支援事業※の手引きを改正した。その技術的助言として、同日に、社会・援護局保護課、健康・生活衛生局健康課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課の連名で、同事業等と健康増進施策等との連携に関する通知を発出した。

※生活保護受給者（被保護者）を対象として、日常生活の自立や就労・社会参加に向けた健康状態及び生活機能の維持・向上を目的として、医療保険におけるデータヘルスを参考に、医療・健康に関するデータ等に基づき、生活習慣病の発症・重症化予防の取組や健康教育・健康相談の取組等、地域の健康課題に応じた取組を実施するもの。

- 同手引きの改正案・連名通知には、生活保護制度主管部局の取組について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の保健医療専門職が連携して進めていくことなどが記載されている。

被保護者健康管理支援事業の手引き（第２版：令和８年３月）（抄）

４．実施体制

（１）実施体制の確保に向けた各種連携等

③ 保健師等の保健医療専門職との協働

- また、被保護者が抱える健康面・生活面の課題は幅広く、自治体の衛生主管部局において、保健師のほか、管理栄養士・歯科衛生士等の保健医療専門職が配置されている場合、こうした専門職も含めて連携を進めることが考えられる。現在、連携を行っていない生活保護主管部局においては、まずは保健師・管理栄養士・歯科衛生士等に対して生活保護分野の課題・取組状況を共有することや、こうした専門職から地域住民を対象とした健康教育・普及啓発等の情報を聴取すること等、双方に大きな負担とならない取組から開始することも考えられる。

(3) 人材の育成

令和6～7年度 地域保健総合推進事業（日本公衆衛生協会）

誰一人取り残さない栄養政策の推進に向けた自治体における実践に関する研究

分担事業者：栃木県保健福祉部健康増進課 池内 寛子氏

協力事業者：秋田県仙北地域振興局福祉環境部 児玉 鉄弥氏、新潟県十日町地域振興局健康福祉部 磯部 澄枝氏、
日光市健康福祉部健康課 藤井 美穂氏、大和市健康・スポーツ部健康づくり推進課 長谷川 未帆子氏、
横須賀市民生局健康部健康増進課 望月 朋美氏

※所属は事業終了時点

- 自治体において健康日本21(第三次)を着実に推進し、誰一人取り残さない栄養政策を展開することを目的とし、個人の行動と健康状態の改善を促す食環境整備や社会経済的要因に伴う栄養格差の解消等の課題解決のための研究に取り組む。
 - 令和6年度は、戦略的な思考に基づく、栄養施策の企画・立案を行うためのツールとして、戦略的プランニングガイド（案）を作成。
 - 令和7年度は、戦略的プランニングガイド（案）の検証と、自治体管理栄養士等の活用に資する普及啓発等を実施。

管理栄養士における生涯教育の充実【管理栄養士専門分野別育成事業】

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業（委託先：日本栄養士会）として、2013年度から「管理栄養士専門分野別育成事業」を実施。
- 特定の専門分野で一定年数の実務に従事し、自己研鑽に努め、栄養の指導に関する実績を有する者を、生涯教育の一環として認定していくことをねらいとし、高度な専門技術の獲得のために、本事業で特定の専門分野における学会との共同認定の仕組みやプログラムの構築、既存プログラムの実施及び検証等を実施。
- 2023年度から、公衆衛生職域の中堅期以降を対象とした「公衆衛生専門管理栄養士」の認定に向けて、日本公衆衛生学会との連携の下、検討。2025年度は、日本栄養士会と日本公衆衛生学会が共同して131名を認定。

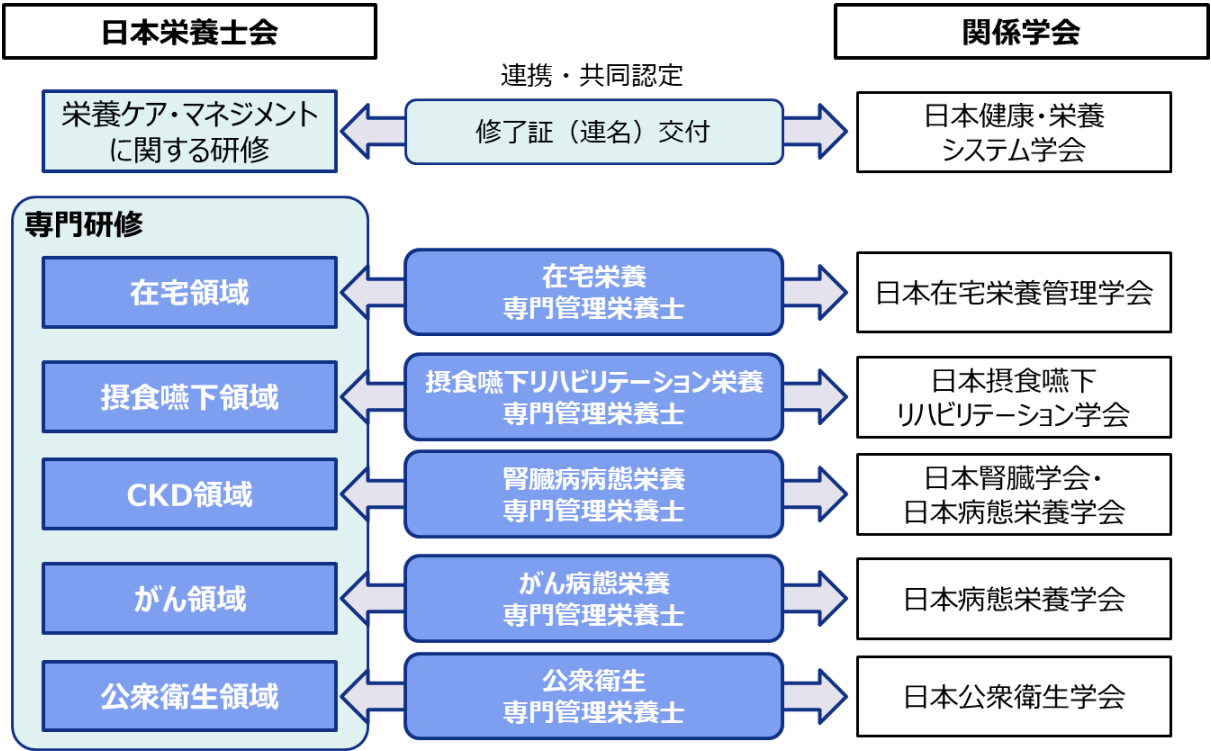


図 既存プログラム